

麻酔科指導医新規・更新申請の要件変更について

【2023年度以降に新規申請を行う方】

2019年度以降、専門医資格が日本専門医機構による認定となることに伴い、機構認定資格と学会認定資格の名称を区別するため指導医の名称が、麻酔科学会認定指導医に変更となります。

また、2023年度の申請より、学会認定制度を機構認定制度の単位表に統一することになりました。つきましては、2023年以降の申請条件が下記のように変更となります。

■新規申請資格

2019年度～2022年度迄	2023年度以降
1) 認定医の資格取得後、申請までの間に満7年以上継続して麻酔科関連業務に専従しており、申請する年の会費を完納していること。以下に示すいずれかの資格を満たしていること。	1) 認定医の資格取得後、申請までの間に満7年以上継続して麻酔科関連業務に専従しており、申請する年の会費を完納していること。以下に示すいずれかの資格を満たしていること。
(1) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(6単位)があること。ただし、4単位は日本麻酔科学会主催の学術集会への参加とし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(1) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(6単位)があること。ただし、 4単位は日本麻酔科学会主催の学術集会への参加とし 、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(4単位)および研究実績(3.5単位)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(4単位)および研究実績(3.5単位)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(3) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)および指導実績(500例以上)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(3) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)および指導実績(500例以上)があること。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
学会認定の単位表で計算	機構認定の単位表で計算

※参加発表単位を機構単位にあわせるため、認められる単位が、これまでと異なります。詳細は単位表をご確認ください。

■更新申請資格

2019年度～2022年度迄	2023年度以降
1) 指導医資格の有効期間が終了する年度に達している正会員または名誉会員であること。	1) 指導医資格の有効期間が終了する年度に達している正会員または名誉会員であること。
2) 指導医の資格を取得後、引き続き麻酔科関連業務に専従していること。	2) 指導医の資格を取得後、引き続き麻酔科関連業務に専従していること。
3) 以下に示すいずれかの資格を満たしていること。	3) 以下に示すいずれかの資格を満たしていること。
(1) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(6単位)があること。ただし、4単位はこの法人主催の学術集会への参加とし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(1) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(6単位)があること。ただし、 4単位はこの法人主催の学術集会への参加とし 、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(2) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(4単位)および研究実績(3.5単位)があること。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(2) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績(4単位)および研究実績(3.5単位)があること。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(3) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)および指導実績(500例以上)があること。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(3) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)および指導実績(500例以上)があること。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
(4) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。	(4) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績(4単位)があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含むこと。
学会認定の単位表で計算	機構認定の単位表で計算

※参加発表単位を機構単位にあわせるため、認められる単位が、これまでと異なります。詳細は単位表をご確認ください。